

規制改革・民間開放推進会議

国際経済連携WG

第3回会合 議事概要

1. 日時：平成18年11月20日（月）14:00～15:30

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3. 項目：

（1）「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」のうち、以下の事項の措置状況

外国人の在留に係る情報の相互照会・提供

外国人登録制度の見直し

使用者に対する責任の明確化

ア 不法就労者を使用する事業主への厳格な対処

イ「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化

使用者以外の受入れ機関等に対する責任の明確化

（2）質疑応答・意見交換

4. 出席：

○ 規制改革・民間開放推進会議

安居委員、矢崎委員、井口専門委員

○ 内閣官房

内閣参事官

荻野 徹

○ 総務省

自治行政局国際室長

時澤 忠

○ 法務省

入国管理局入国管理企画官

利岡 寿

○ 厚生労働省

職業安定局外国人雇用対策課長

尾形 強嗣

○ 経済産業省

経済産業政策局産業人材政策担当参事官室長 守本 憲弘

○ 安居主査 皆さん、こんにちは。定刻よりちょっと早いですがけれども、おそろいなので、今から規制改革・民間開放推進会議 平成18年度第3回国際経済連携ワーキンググループを始めたいと思います。皆様お忙しいところ、また今日は雨のなか御足労いただきましてありがとうございます。

本日は、今年度のいわゆる「骨太の方針」として閣議決定されました在留外国人の入国後のチェック体制強化という問題でございます。私どもの昨年末の答申でも、18年度結論ということで閣議決定をいただいております。いろんな意味で、この年度内にそれぞれ

決めていただくということになっているのでございますが、我々の答申が18年末になってしまうものですから、3か月ほどのずれが出るということですが、できるだけ具体的に書いた方がお互いにとっていいだろうと思っておりますし、また、3月までにいろいろ各省で御議論いただくのであれば、それにプラスになるような書き方ができればと思っております。

そんな状況を踏まえました議題の1つ目としまして、規制改革に関する政府計画の中で、皆様が検討して下さっている5つの点、詳しくは資料1としてお配りしておりますが、内閣官房、総務省、法務省、厚生労働省、各省の順番で、恐れ入りますが10分ぐらいずつで御説明いただければと思います。特に、厚生労働省では、労働政策審議会において、既にいろいろ検討いただいているということで、できるだけ、先ほど申し上げたような趣旨でお話しいただければと思います。

あと、残り50分ほどございますので、本件に係る法令や制度を直接的には所管しておられませんが、個別に御着席の要望をいただきました経済産業省も御参加の上で意見交換をさせていただければと思っております。

それから、これはいつものとおりですが、本日御提出の資料、それから議事録は当会議のホームページ上で後日公開と致しますが、是非率直なお話をいただきたいと思っております。

それでは、内閣官房の方からお願いできますでしょうか。

○萩野参事官 内閣官房の内閣参事官の萩野でございます。

資料をお配りしておりますけれども、今日は、ただいまお話のありました5点というのは多分、a、b、c、d、eということかと思いますが、主として上の2つ、a及びbにつきまして、全くぴったり同じとらえ方ではございませんけれども、外国人の在留管理に関して、その在り方についてワーキングチームをつくりまして検討を進めているということでございます。

この検討につきましては、今年6月の犯罪対策閣僚会議でも中間的な御報告をしているところでありますし、その際、当然、政府部内でも官房長官、総理等にも中間的な御報告をしているということであります。

ここの資料にもありますが、当時の安倍官房長官からも同時期に合わせて「生活者としての外国人」問題への対応といったことも、これは経済財政諮問会議の方で議論され、検討されているところであります。そういったこともありまして、言わば在留状況をきちんと把握するということと、それによって、権利の面でも、義務の面でも、外国人が日本人と同等と扱われる。ひいては、それが「生活者としての外国人」問題の対応にも資するものとなる。二本柱というわけではございませんけれども、双方とも非常に重要な課題として、一体として取り組むようにということで御指示をいただいているところでございます。また、そういう趣旨の御発言が経済財政諮問会議の場でも官房長官からあったというところでございます。

その上で、現在は鋭意検討しているところでございますが、ここに資料としてお示しし

ましたのは、6月の会議の段階で今後の検討事項ということで列挙した、一つの検討事項をそのまま掲げさせていただいたものでございます。

かいつまんで御紹介いたしますと、外国人の在留情報の正確な把握といったことにつきましては、出入国管理法により国が行い、同時に外国人に対する行政サービスの担い手である市町村とも十分な連携を取るという新たな仕組みを検討したかどうか。なお、ここでの議論の対象につきましては、特別永住者及び短期滞在者等は含まないわけでありすけれども、それが非常に大きな柱の一つでございます。これにつきましては、今、かなり具体的な、突っ込んだ議論をしているということでもあります。

続きまして、これはこの規制改革・民間開放推進会議の御指摘のaに相当するものかと思えますけれども、外国人に関する情報を保有する行政機関相互間において、合理的な範囲内で情報の相互照会が可能な仕組みを構築し、情報の突合等を行うといったようなものでございますけれども、これにつきましても、一般論としてこういう情報の共有ということは特に方向性として異論のあるところではないわけでありすけれども、それでは具体的にどこにどういうニーズがあるのかについて具体的に出してもらっているというところでございます。

3つ目の大きなものとしましては、在留外国人の雇用主、教育機関等の所属先にも、一定の負担を補足的に求めることとしてはどうかということでございますが、これは現行の出入国管理法が基本的には国といいますか、法務大臣と許可を受ける外国人という法律関係に立っておりまして、それが基本になるわけでありすけれども、実際問題、それだけで必ずしも十分な情報は把握できないということがあるということになりますと、現在は言わば法律的には第三者みたいな立場にある方々にも、何らかの負担を求めるということがあるのではないかとということでもあります。その在り方について検討しているということでございます。

その際、やや細かい話でございますけれども、こういった在留管理につきまして、そもそも在留情報が十分に把握されていないというものについて、特に大きな問題となっておりますのは、例えば活動の制限のない日系人等について、特にそういった問題点が顕著であるのではないかと。あるいは居住地でありますとか勤務先等についての変動が、言わば十分に把握されていないのではないかと。その辺が実質的に改善されるような仕組みでなければならぬということで、そういった意味での実効性をどうやって高めるかということが一方であるわけです。

同時に、市町村が一定の外国人に関する事務を担っておりますし、また、外国人との間でいろんな意味でインターフェースになっているということもありまして、そういった点で市町村における円滑な事務処理といったことも同時に担保される必要がある。そういうことで、両方のバランスといいますか、実質的な制度設計になりますといろんな考え方が出てきて、選択肢としてもいろいろあるものですから、そこはいろんな調整のための議論をしているということでもあります。

それから、これは現在、外国人登録証といったものを出しているわけございまして、それにつきましては登録されたことの証明ということでありますので、在留資格のない方にも出ているということでありますけれども、それに対するいろんな疑問点等もありますので、その点は在留許可を受けた外国人に対する在留カードという形とすべきではないかという方向がございます。

主だった議論はそういった点でございまして、現在、まだ、こうと申し上げる段階ではないんですが、かなり具体的な制度イメージを前提にいろんな意見を出していただいている、論点を絞りつつあるというようなことではないかと思います。

なお、その過程で、この「検討の状況」にあります、8月の段階ではございまして、市町村からも意見を伺うという機会を設けましたし、また、今日のこれで言いますとdに当たるんでしょうか、厚生労働省の労働政策審議会における検討状況についても御紹介いただいて、念頭に置いているというところでございます。

私どもからは以上でございまして。

○安居主査 ありがとうございます。

スケジュール的には何かございまして。

○萩野参事官 スケジュールは、勿論、こちらの閣議決定の方で平成18年度結論というのがありまして、オフィシャルに決まっているものとしてはこれだけでございまして、他方、このワーキングチームは犯罪対策閣僚会議の下に置かれておりまして、そこに報告をすることになります。

閣僚会議の日程というのは、別にいつやるということが決まっているものではないんですが、今までの例としましては6月と12月にやるというのが大体の例でございまして、あと、基本的にこのためだけに閣僚会議を開くということはないと思いますので、そういった機会に合わせてやるということが一番自然かなとは今のところ思っておりますので、一つの報告の節目としては12月のそれがございまして、何かでそこを決めたというものではありません。

ですから、おっしゃるような3月までという決定につきましては、12月の段階でどういう報告をするかといったことも、まだ、そこは決めていないという段階でございまして。

○安居主査 どうもありがとうございました。それでは、総務省の方からお願いいたします。

○時澤室長 自治行政局国際室長の時澤でございまして。

私どもは、bにあります国及び地方公共団体が外国人の在留状況を的確に把握することができるようにということで、特に地方公共団体、この中の特に市町村が外国人に対して適切な行政サービスを行う。そのためにも、外国人の在留動向を的確に把握する必要があるという観点に立ちまして、私どもも「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」に参加をしております。詳細は、今、内閣官房からお話のありましたようなことで、私どもも参加しながら、現在、議論を進めているというところでございます。

簡単ではございますが、私どもはそういう立場でございます。

- 安居主査　どうもありがとうございます。それでは、法務省の方からお願いいたします。
- 利岡企画官　法務省の入国管理局でございます。

私の方から、まず、御指摘をいただいております a と b、在留状況の把握ということになるかと思えます。これは、先ほど内閣官房さんの方から詳細お話があったとおりでございまして、我々も入って、今、一生懸命やっております。

また、内閣官房さんの方からお話がありましたように、時期等は確定しておりませんが、次回の犯罪対策閣僚会議に向けて報告できるようにということぐらいで、今、内閣官房さんの資料で大きな項目で3つほどの具体的中間発表の具体的項目がございますので、それらの事項について、今、鋭意検討しているところでございます。

うちの方の関係でいきますと、cの不法就労者を雇用する事業主の在留資格の確認義務の方も、いわゆる在留管理の方でどういう形でどういう情報を集めるかというのを検討されておりますので、その状況も踏まえつつ、これもどの範囲について、どういう形で規定していくのかということで、まさしく検討しております。

それから、eの「入国・在留審査要領」の実効性を高める。これは厚生労働省さんの方で労政審議会にかかっております。それらの状況も踏まえて、いわゆるその雇用関係にないところ、例えば留学生・就学生、それから、多分「投資・経営」の一部、研修生も入ってくるでしょう。研修生の方は別途の方で検討されておりますけれども、研修生について雇用関係がないとすれば、これも対象に含めて、いわゆる在留資格の範囲、それから、報告の時期、適宜なのか、定期的にやるのか、随時なのかも含めて、今、まさに検討しているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

- 安居主査　ありがとうございます。それでは、厚生労働省の方からお願いします。
- 尾形課長　資料5に基づきまして御説明いたします。

dの職業安定関連法令を改正して、外国人を雇用するすべての事業主から報告を義務付けるという御指摘でございますけれども、この問題につきましては職業安定関連法令の改正という宿題になっておりますので、そのための所要の手續といたしまして、労働政策審議会というところでの、公益・労働・使用者、三者構成の御審議をお願いしているところでございます。8月から、ほかの案件と一体として議論を進めていただいております。次期通常国会への法案提出を目途に一定の段階で結論をいただくというふうに考えているところでございます。基本的には、3か年計画の方に非常に具体的な記述がありまして、その記述一つひとつに誠実にお答えすべく案をつくっております。

もう一つは、こちらの宿題にお答えしつつ、他方で、先ほど来、関係省庁さんの方から御説明がありました、在留管理のワーキングチームでの検討との整合性もきちっと図っていく。特に、これは3か年計画の中でも御指摘があったわけですが、入管行政との連携というポイントにつきましては、最重点事項として法務省さんと事務的に調整しつつ、

労働政策審議会の方の作業も進めている。その３つを同時並行で進めさせていただいているという状況でございます。

特に、その際、念頭に置いておりますのは、入管行政の方で活用していただけるようなことを我々としてもやらせていただく。それから、これは報告を行う立場の方々、つまり、事業主さんの方にいたずらに不必要な負担をおかけしない。できる限り、法務行政、我々労働行政、双方にとって必要な情報はいただくけれども、そういう情報をいただく過程で無用な負担をかけないような手続を考えていくということで、これはまた経産省さんからもいろいろ御意見をいただいたりしておりますし、審議会の中でも使用者側の皆さんから御指摘いただいていることでもありますので、この辺は引き続き誠実に詰めさせていただきたいと思っているところでございます。

○安居主査 どうもありがとうございます。

予定よりは早く説明が終了していますが、経済産業省さんからも、何かございましたら、まずお話ししていただければと思います。

○守本室長 済みません、今日は私どもの希望によりまして加えていただきまして、大変ありがとうございます。

我々の方は、どちらかといいますと、制度所管といいますよりは負担をする方の企業を所管しておる方で、これはうちだけではなくて農水省とか国交省も入っているわけですが、そういう立場から意見を申し上げようと思ってまいりました。

実は、正直申し上げますと、今、尾形課長の方から非常に丁寧な御説明がありましたので、それと重複するわけでございますが、一応申し上げますと、我々の方としては、これまで在留管理ワーキングチームで、全体として、これはまだではないかという前提つきですけれども、入管法を中心として管理をするという方向で進んでおりまして、我々としても効率性の面から、あるいは外国人本人の利便性という面からも向上が図られるのではないかと考えております。

一方で、この入管法を中心にした国・自治体による管理だけだと、どうしても十分ではない部分、あるいは補充が必要な部分が出てくるというのも理解できるところでございまして、そのこと自体について、我々は反対するものではありません。

ただ、重要なことは、在留管理というのは本来、国・自治体の役割でございまして、まず、本人登録とか本人の申告による部分がきっちりと成され、それに加えて、どういう民間負担・雇用主負担がなされるかというところをしっかりと検討すべきものだと思っておりますし、当然のことながら、行政目的に応じて合理的に必要な範囲ということでございまして、また、その使い道についても、負担者に明確にわかるようにしていただきたい、あるいは特に二重負担、２か所に申告をするといったようなことがないように是非ともお願いをしたいと思っております。

私どもは、関係のところでは御議論をさせていただいておりますので、詳細は申し上げませんけれども、いろいろと実際に申告の立場にある業界からは、例えば流通産業とか外食

産業というのは非常に頻繁に外国人が入ったり、辞めたりする。そういうところで、こういった頻度で、だれに対して申告を求めるのかといったような点について、まだ引き続き検討が必要だと考えておりますので、また議論をさせていただきたいと思っております。

○安居主査 どうもありがとうございました。

既に大分議論が進んでいる中で、私どもが申し上げるのは蛇足かも知れませんが、もともと、これは3年ほど前に私どもの方から提案して、いろんなディスカッションをさせていただいているという経緯がありますので若干補足しますと、基本は外国人の受入れについてどういう外国人を受け入れる、受け入れないについて、いわゆる水際での出入国管理はそれぞれいろいろおやりになっていますけれども、外国人が入ってからトレースがほとんどできていない。

それをどうするかということから始まって、そこへまた去年ぐらいから犯罪の問題とかいろいろ付け加わってきたんだと思いますけれども、私どもが思うのは、やはりミスターA、勿論、ミスでもいいんですけれども、その人が日本国へ入ってから、日本人は必ずどこで生活をしているというのが全て住民基本台帳というような格好で動いていますし、それから、例えば病気になったら健康保険を使えるとか、そういうような権利と、逆にその保険料を納めるといった義務というものが日本人の場合はきちっとしているんだと思います。

やはり、外国人も、生活する上で持っている権利と義務というのは、選挙権だとか政治の問題は別ですけれども、それ以外の権利・義務についてはきちっと与えるべきではなからうかと思うわけです。

もう一つは、例えば外国人を雇う場合に企業としても、日本人に対してと同じように、当然、責任があるわけですから、届けが必要な場合は届けますし、きちっとする。あるいは最低賃金法という問題もあったりするわけです。ですから、雇用者、それから、もう一つは学校でしたら学校等の教育機関の受け入れる学生について、やはり同じようなことを考えていかないといけないのではないかと。

そういう意味で、できれば、例えば入国するときに、今後はICチップ付きの入国カードをお考えいただいているようでございますけれども、本当はそれがずっと、その1枚に全部情報が入っておるといようなものが理想的なのだと思います。そのインプットのところで役割分担をどうするかという話はこれまた当然あると思いますが、一つの国に幾つものシステムをつくるのはもったいないですから、住民基本台帳なども準用できるような形にするのが望ましいのではないかと思います。

そういう形で、不法労働もいけませんし、あるいは不法滞在もいけませんし、そういうようないろんな問題をやはりきちっと記録することによって次の手が打てるのではないかと考えておりまして、何とかそれを来年の3月までにというのが私どもの今まで進めてきた議論でもあり、また、お願いでもありますけれども、そういう観点から言っているいろいろなディスカッションをさせていただければと思います。何とか将来のためにきちっとした

システムができればいいと思いますし、そういうことの観点から私どもで何かお役に立つことがあれば是非おっしゃっていただきたいと思います。しております。

冒頭、要らぬことを言いましたけれども、今、そんなつもりでやっているということを御理解いただければと思います。

それでは、今までのお話との絡みで、意見交換ということで、御質問なり御意見なり、どうぞお願いします。

○井口専門委員 よろしいですか。

○安居主査 どうぞ。

○井口専門委員 それでは、幾つかありますけれども、まず最初は総務省さんの方からお伺いしたいと思います。後で１ラウンド回りましたら厚生労働省さんの方と法務省さんの方にも伺いしたいと思います。

まず、今回、こうした在留管理の議論で在留管理の概念がかなり広がってきたんだと思います。入国管理を公正にやるという目的だけではなくて、地方自治体が外国人政策の一つの重要な担い手だということは私どもの答申の方にも書いてあります。そういう意味から言いますと、総務省さんはそういう意味ではその担い手である自治体にとってどういう制度が好ましいかという観点から御議論されているのではないかと思います。

ただ、先程のお話だけではよくわからなかったものですからお伺いしたいんですけれども、外国人の方々を公正にしっかり管理するというのではなくて、今度は、それは一つの目的なんですけれども、同時に同じ、いろんなデータを住民のサービスのために使うということだと思います。その場合に、外国人登録法と住民基本台帳法の関係がどうなるのかについて、どういう検討をされているかをお話しいただきたいんです。

特に、同じ情報を２つの、ある意味では今までは入国管理ということだけでやってきたわけなんですけれども、やはり住民のためのサービスの基本だということでデータをお使いになるわけですから、場合によっては法務省さんと総務省さんで共管の法律をおつくりになって、一つのものを使うということも私はあり得るのではないかと思います。特に、住民基本台帳というのは住民基本台帳システムという、かなり、ある意味では長年かけて充実したシステムがあるわけなんですけれども、この住基システムというものは、各省庁や関係機関をつないで情報を提供しているという側面ももう一つ持っているわけです。

ですから、御質問申し上げたいのは、例えばそういう共管の法令みたいなものは考えられないのかということと、もう一つは住基システムというものをもうちょっと有効に活用できないのかという、各省の間で、例えば厚生労働省さんと法務省さんの間でやりとりするにも、恐らく紙でおやりになるというようなことを最初はお考えなのかもしれませんけれども、それはそう簡単ではありません。勿論、電子的な情報融通にしておいた方がいいわけなんですけれども、オンライン化すると非常にお金もかかるというような問題もございますので、そこら辺で住基システムがどこまで活用可能かというのが第２点です。

それから、第３点で一旦とめます。いわゆる在日朝鮮人・韓国人の方々の扱いなんです

けれども、特別永住者については最初から議論の外となっているんです。それは事情もわかりますし、そのことが主たるテーマになるということはなかなかないんだと思います。特別永住者の方々の地位をどう見直すかなどということになったら、これはまた議論が大変だということも理解できます。しかし同時に、自治体関係者からは特別永住者の方々は日本人並みにしていくべきだと。それは住民登録の中に入れていくということについても希望も出ているわけです。

この問題については、一切触れないで皆さんお話しになるつもりなのか、あるいはそこから辺を御検討いただけるのか。そこから辺のことも含めて、3つほど、まず総務省さんの方からお願いいたします。

○時澤室長 私ども、自治体の立場に立ってということで自治体から出ておりますのは、やはり外国人に対して住民サービスを行う場合に、今の制度では不備がある。結局、外国人の居住実態と、外国人登録法の登録実態とに乖離がある。そこを何とかほしいというのが自治体の声であります。

したがいまして、私どもも今回の議論の中でそういう外国人に対しての住民サービスが新しい制度においても今よりも後退することであってはならない。むしろ、外国人に対しての住民サービスがよりの確にできるような制度設計を目指すべきではないかというような立場で議論をしております。

ただ、具体的な議論はまだ、現在いろんな形で制度設計をしているところでございますので、基本的なスタンスはそういうところでございます。ですから、仮に今、入国管理と外国人登録を一元化するという議論の中でも、そういう前提に立ってもいかに市町村が外国人情報を使いやすいような制度設計を目指すのか。そういう視点から議論をしておりますので、そういう外国人のための行政サービスがきちんと確保されるようにということのスタンスは持っております。

ただ、外国人登録法とか住基法上どのような形になるのかに関しては、今はあくまでも在留管理のところでは議論をしております外国人登録法と入管法を一元化することに伴って、そこから派生して、いかに市町村に的確な情報提供ができるか、市町村に情報が渡るか、市町村がいろんなことを知ることができるかを主に議論をしておりますので、住基法云々とかではなくて、あくまでも在留管理の中での枠組みの中で私どもも議論をしております。

確かに、市町村の中には長期的には外国人も住民登録法にという議論もありますが、効果としてはやはり的確な行政サービスができるようにという趣旨だろうと思いますので、その趣旨を汲みながら、制度設計の中の的確に織り込んでいけば、市町村なりの要望は満たされていくというふうになるのではないかと考えております。

住基システムの活用は可能かということなんですが、今の枠組みの中では、申し訳ありませんが、そういう議論はしておりません。あくまでも在留管理を行って、そして、市町村が行政サービスに必要な情報を、いつ、いかに、どのようにして把握することができる

か。そういうことの観点で、市町村にどうやって情報を渡せるのかという観点で議論をしておりますので、住基の活用云々という議論は現在出ていないところでございます。

在日韓国人、特別永住者の扱いであります。ここは私どもが答えていいのかよくわからないところがありまして、後ほど、多分、法務省の方からお答えがあるかと思えますけれども、現在のシステムで問題が出ているのは特別永住者以外の方々から発生していた問題ではないか。したがって、その部分をどう改善していくかということですので、特別永住者については現在のままでよろしいのではないかなというような前提で議論が進んでいるところでございます。

○萩野参事官 よろしいですか。

○安居主査 どうぞ。

○萩野参事官 多分、現在、内閣官房を中心としてといいますか、呼びかけでやっているワーキングチームのマンデートといいますか、役割とも関わることなので、若干、コメントをさせていただきます。

現在、主として一番典型的には日系〇〇人と言われていた方々等でありますけれども、非常に移動が激しい割に、その実態がわかっていない。先ほど安居先生からお話があったようなことがありまして、それは経緯としてはそれがきっかけになっているということがあります。問題としてはそこがありまして、そういった意味で、現在の仕組みでは在留の実態が十分に把握されていない場合がある。そういった部分について対策を講じなければならぬ。

その際、日本人については、お話がありましたように、住民基本台帳があって、これは勿論、住民登録をしない人とか変えない人というのはいり得るわけですが、おおむね回っている。

それから、特別永住者と言われる方々について外国人登録法があるわけですが、これも実態として日本人と生活実態が非常に同じであるということもありまして、これについても、勿論、全部、義務履行は100%かどうかわかりませんが、実態把握という面で不都合であるということはない。他方、そうでないグループの人たちがいるという問題設定があります。

それで、こういった形で実態把握をしていくかであるわけですが、勿論、これにつきましては、そもそも受入れ政策いかんとか、あるいは地方自治体の議論などを聞きますと、そもそも日系ブラジル人の人たちがたくさん入ってきたことなども、要するに国の政策として決まったことであって、それに由来するいろいろな問題なんだという話がありまして、そもそも国と地方のそういった役割関係いかん、役割分担いかんというような議論もあるわけでありまして、ここで我々がしておりますのは、そういう大議論ではなくて、実務的な仕組みとしてどういう仕組みが一番実態把握に効果があるかについて実務的なお答えをしていこう、宿題を返そうということでありまして、そういう意味で、志が低いと言われればそのとおりなんですけれども、いろんな大政策との関係では中立的

であるわけです。

ですから、犯罪対策閣僚会議の下でやっておりますけれども、これは例えば治安の観点で非常に抑制的な立場から管理を強化するという趣旨では全くないわけでありまして、それは先ほど冒頭申し上げました官房長官の御指示にもあるように、我が国の「生活者としての外国人」対策にも資するようということであります。まさに「生活者としての外国人」の問題という場合に念頭に置かれている外国人の方というのは、別に特別永住者の方ではなくて、いわゆるニューカマーと言われるような人たちでありまして、そういう意味での作業員になっているということでもあります。

そういった意味で、勿論、法律的に議論をしていって、最終的に法律的な整理をしていく場合には、今、井口先生がおっしゃったような問題・論点が出てくるわけでありましてけれども、特別永住者の方々の関連におきましても、我々はそもそもという議論をするような形で発足はしておりませんで、当座、問題となっているところについては何ができるのかということで議論をしているということでもあります。

そういった意味で、議論が不十分だという御指摘はあるかもしれませんが、そこは、やや出発点に違いがあるということかと思えます。

あと、在留管理の概念が広がる、強まるというような議論がありまして、割と私どもの紙の、割と漠然と、特に特段の定義もしないで在留管理という話をしていきますけれども、これも多分、今、法務省設置法が何かで在留管理という言葉がありまして、それにはそういうある特定の意味づけが与えられているんでしょうけれども、その概念についてどう概念構成をするとか、政策の体系をするかというような順番で議論をするのではなくて、実際にだれがどこに書類を持っていって、どう回せばうまくいくかといったような形で、今、議論をしております。

事後的には、最終的には、それを在留管理と呼ぶのか、在留管理ではない別なものと呼ぶのかということもあるでしょうし、それは多分、いろんな所掌の問題とも絡んでくるんだろうと思います。勿論、そういう議論が全然関係ないというつもりはありませんけれども、今の私どものやり方として、そこから入ってもなかなか具体的な結論に行かないだろうというようなイメージを持っておりまして、そういった意味で、おまえたちは在留管理の概念を広げたのか狭めたのかについてはストレートにはお答えできないといえますか、それはある程度、でき上がりの姿が見えてから整理をするという話なのかなと思っております。

ちょっとよけいなことだったかもしれませんが。

○安居主査　ありがとうございます。法務省さん、いかがですか。

○利岡企画官　基本的には、内閣官房さんの方から説明があったとおりです。

一つ付言させていただきますと、特別永住者はやはり井口専門委員から御指摘があったように、特別な法的地位で、特別法で規定されておりますので、基本的には成立したときのような附帯決議もございまして、やはり一般の外国人とは同じように扱えないということ

ころがございます。

それで、先ほど参事官の方からお話がありましたように、その意味での在留のトレースの話では、特別永住者は特に問題になっているという状況では多分なかろうということで、議論の最初から外しているわけではなくて、出入国管理法の中で一元化するといったときに、それでは特別永住者はどうするかという議論は勿論ございますが、まるっきり同じように扱うという観点での議論は正直させていただいておりません。そういう状況でございます。

○安居主査　ほかに何かございますか。

○井口専門委員　よろしいですか。

○安居主査　どうぞ。

○井口専門委員　外国人への住民基本台帳の活用や特別永住者の取り扱いの件は、掘り下げればいろいろ議論をさせていただけると思いますが、時間の関係もありますので別の質問をさせていただきたいと思います。

今日は厚生労働省さんの方もお見えになっていまして、特に「外国人雇用状況報告」の義務化については私どもの予想以上に速いスピードで議論を進めていただいておりますし、実効性の確保についてもかなり議論をしていただいているので、法務省ともいろいろ連携していただいているので、その点についてはまずお礼を申し上げたいと思います。

それを踏まえました上で、3つほどお伺いしたいと思います。

在留資格の確認義務の問題については、法務省でも以前から罰則の面からの御議論があったやに伺っております。ですから、故意犯だけではなくて、過失犯に対する何らかの反則金的なものというようなことも御検討になっていたように承知しています。

それから、厚生労働省の方では、今回、私の知っているところが正確であればなんですけれども、外国人労働者の雇用労働条件の指針が、今、通達レベルになっているものを法令で確認した際に、その中にまた在留資格の確認義務ということが書かれているんだろうと思います。

ただ、それだけでどの程度、確認を励行できるのか。何かそれに反したときに、今回、雇用対策法に基づいて、それに基づく罰則とは言いませんけれども、何らかの履行確保の方法があるのか。そこら辺のところについて、両省でどういう御議論をなさったのかという点をまず第1にお伺いしたいと思います。

第2は、今の指針のことなんですけれども、指針というのはもともと私の記憶するところでは住宅の中に何人以上詰め込んではいけないみたいな、と言うと語弊があるんですけれども、かなり生活に関係するような部分もありましたし、今回の請負事業者に対するいろんな規定などもあったと思いますけれども、基本的にはそういう部分というのは強制力がないんです。

片や、法務省さんの方は上陸審査基準の方で報酬に関する基準を決めておられましたり、勿論、在留の場合に資格外活動は勿論、制限されているわけですから、その許可がなけれ

ばできないわけなんですけれども、そういう意味では雇用労働条件に関する指針というのは、本来は法務省と厚生労働省はある意味で相乗りしている部分があります。相乗りしていないから、ある意味で余り効果が出ないという点もあって、やや細かい質問で恐縮なんですけれども、その点については今回法令に格上げすることによって何か前進があるのでしょうか。

それから、今、申し上げましたことと関連して、もう一つ、第3であります、先ほど経済産業省の方から御指摘があったんですけれども、パートやアルバイトについては私の伺うところ、もしかしたら雇用保険などにも加入していないような、非常に労働時間が短い方々について別途何か義務をかけるのが好ましくないというような御意見なのかなというふうには伺っております。

同時に、そういう部分というのは、はっきり言いまして法務省の方でも週28時間の資格外の部分についても必ずしも十分にチェックできていないという問題も勿論あるんだろうと思います。そうした観点から言いますと、私などはむしろそういう問題がありそうな部分こそ、ちゃんとしっかり報告を取っていくということが、やはりけじめをつけるということが大事なのではないかと思っておりますけれども、先ほど厚生労働省さんがその点についていろいろ配慮されるというようなこともおっしゃっていたので、今、その部分についてはどういうことをお考えなのか、私はパートやアルバイトといったような短時間雇用の外国人も報告対象から外していただきたくないと思うのですが、どういう御検討をなさっているのか、是非、教えていただけないかと思っております。

○尾形課長 よろしいですか。

○安居主査 どうぞ。

○尾形課長 それでは、お尋ねの3点につきまして私の方から現在の考えといたしますか、検討状況について御説明します。

在留資格の確認義務、つまり、より実効性あらしめるためにどうしたらいいかというお話について、法務省さんと全体の枠組みについていろいろ御相談をしているところではあります、正直言って、この問題に絞ってそんなに詰めた御議論をさせていただいているわけではございません。ただ、法務省さんの方が故意犯だけでなく重過失も含めるとか含めないとかといったようなことを御検討されているという状況は我々も頭に置きながら考えています。

ただ、1点だけ申し上げますと、この在留資格の確認義務の問題というのは、実効性を勿論担保するためにも非常に検討しなければならないことであると同時に、先ほど御議論のありました特別永住者等の問題とか、要は採用に当たっての身元調査みたいな部分で非常にセンシティブな問題だという御意見が審議会の方でもありますし、その他、そういうお考えをお持ちの省庁さんもあるように聞いております。

そういうこともあって、ここはなかなか難しい問題だなというのが率直なところでありまして、指針の中に現在でもどうやって確認すればいいかということは現行の入管法の不

法就労助長罪を前提にした書きぶりはしてあるところでありますけれども、この指針が法的な位置づけを与えられるということになって改めて書き直すという段に、どういうふうを書くのか。現行の書きぶりを基本にしながらも、このままでいいのかどうなのかというのはまた改めて審議会でも御議論いただかなければならぬことなのではないかと思っているとこでございます。正面からのお答えになっていないかもしれませんが、要はなかなかここは難しい部分があるというお話です。

次の、指針の問題の、特に厚生労働省の単独で指針をやるよりは法務省さんと相乗りにした方がいいのではないかというお話でございますが、指針というのはもともと厚生労働省はいろんな分野で持っております。外国人の分野だけではなくて、いろんなところで指針をつくっており、外国人のように通達レベルで法律に根拠のないものもあれば、パートの世界の指針のように法律に根拠のあるものもあります。

ただ、ここで誤解がよくあるんですけれども、指針に法的根拠を与えるということが、それでは、その指針で書かれていることとの関係でどうなのか。そうすると罰則か何かになるのかということでは必ずしもなくて、指針はあくまでも、その根っこにある、その指針で書かれていることそのもの自体が例えば労働基準法上の義務であったりということであれば、これは労働基準法にさかのぼって、その義務は罰則で励行されるという形でありますし、努力規定みたいなことが書かれてあるのであれば、それはあくまでも努力規定にとどまる。

指針が法的根拠を得たから、それで法的に根拠がより強化されて罰則つきになるとか、そういう性格ではない、もともと別のところで書かれていたものを網羅的に一覧性のあるものとしてリストアップしたものが指針である。むしろ、これは世の中の方々に、特に今回の外国人の指針であれば、事業主の方々にガイドラインとしてあらかじめ意識して置いていただきたい、我々が行政指導するに当たって、こういうところがポイントになるんですということをあらかじめ知っていただくという意味で指針をつくっているわけでありまして、もともと指針というのはそういうようなものなのではないかと思っています。

ただ、御指摘のありました、例えば同等報酬要件であるとかそういった部分について、法務省さんが他方ではやっていることであって、こちらには関係ないということでは必ずしもないんだらうということは日常的に考えることではありますけれども、指針を法務省さんと一緒にどうやるかということについて、今のところ、共管で指針にするとかそういう話ではないのかなと思います。勿論、指針に何を書くかに当たって法務省さんに相談するということは実行上必要なことではないかと思いますが、先ほど申しました指針の性格からしても、雇用対策法という法律の中で仮に位置づけるとすれば、それは厚労省所管の中でやっていくということなのかなと思っています。

3番目のパート・アルバイトのような人たちについて、今回、どうしようとしているのかというお話でありますけれども、雇用保険に入っている方であれば、これは雇用保険の世界で得喪の届け出の機会があるから、ここでの議論から除外させていただくとして、そ

こにも入っていない方がいらっしゃる。そういう人たちをどうするかということなんですが、この点についてはまさにいろんな御意見があるという状況で、大変な負担になるのではないかという御意見もあれば、井口先生と同じように、一番問題がある分野なので、こういうところを外したら何の意味もないという御意見もあるということでございます。

私どもとしては、3か年計画を忠実に履行するというのが基本的なスタンスでございますので、3か年計画の方では基本的に外国人を雇用するすべての事業主と書いてあるわけです。基本的には、やはり義務はすべてかける。ただし、特別な理由がある場合に、例えば特別永住者のような方については外すということもあり得るんだろうと思います。しかし、問題があって、把握されていて、それを何とかしなければならぬと思われるところを理由もなく外すということはやはり難しいのではないかと思います。

ただ、その一方で事業主さんの御負担が、例えば毎日雇用関係が変わるようなところで、毎日報告しろというような形が非常に負担であるとすれば、それはそれで手続の在り方は十分考えなければいけないというお話を、今、審議会にお見えになっている各団体の方々ともさせていただいているところでございます。その将来的な、具体的な中身については、現時点でまだお答えするところになっておりません。

○安居主査 今のお話との絡みで、採用選考を行う上で差別があってはいけないということで、例えば、いろんな個人情報を書かないで採用活動を行うとかというのはあると思いますけれども、私は外国人と日本人の場合、そういう点は考え方が全然違うと思います。あくまでも、外国人というのは日本の国が許可をして、日本に入って、その中で仕事をするなり、勉強をするなりということだと思えます。

したがって、基本的には日本人と同じ義務を求めるなり権利を保障するといったことを先ほど申し上げましたけれども、やはり日本の国に入って、出国するまでの情報は国が取得するのが当たり前だと思います。したがって、もし、私どもの答申のところではそういうものを書いた方が後になって検討しやすいというのであれば、おっしゃっていただければ我々の意見として書きたいと思えます。

もう一つ、流通業界云々というお話との絡みで言いますと、まず、今日はお見えになっていませんけれども、学生で留学している人たちについては1週間28時間という枠があって、その枠の中でアルバイトしてもよろしいということだと思います。ところが、現実にはほとんど学校へ行かなくてやっているというような、あるいはそれが犯罪に結び付いたりというようなことがあるわけでございますので、私が、今、お願いしているのは、留学をする人についても勿論ですけれども、受け入れる学校にも責任があるし、そこはきちっとすべきではなかろうか、雇用主と全く一緒ではないだろうかと考えています。

したがって、例えば28時間ということをはきちっと守らせるかというのは学校としても責任があると思えますし、何も負担をどんどん増やすという意味ではなくて、やはり働かせた方も一定の労働力を得た上での責任は当然あると思えますし、少なくとも、雇ったら報酬も支払うわけですから、何時間働いたとか、それなりのデータはあると思えます。

ミニマムの情報というのはやはりきちっと国へ報告するべきだろうと思いますので、この点は皆様にも是非、御理解をいただきたいと思います。

○守本室長 よろしいでしょうか。

○安居主査 どうぞ。

○守本室長 おっしゃる部分は、我々も全部必要でないと申し上げているわけではありませんが、まず一つは、先ほど主査もおっしゃられたようにパート・アルバイト、特にアルバイトに関しては非常に学生が多いということで、学生に関しては最近、法務省さんの方で所得要件といいますが、入ってくるときに実際にアルバイト頼みにならないでも生活できるようにという確認をやっておられるということが一つございます。

また、この方たちは非常に出入りが激しいということと、必ずしも1か所でアルバイトをしているわけではないので、28時間というのを本当にやる人は、仮に28時間というのをどこかで絞ると、それは2か所、3か所でやることになるということではないかと思っております。

また、今、法務省さんの方で実際に学校の在籍状況とか住所管理というのをやっていまして、これは例えば日本語学校であれば月1回報告といったようになっておりますので、それとのバランス、また一方で、先ほど情報の使われ方と申し上げましたが、出した情報に関して、それではどなたが28時間ということをチェックされるのか。これは、例えば受け付けたハローワークがやるのか、それとも、これを実際に出しておられる文部科学省、法務省がやられるのか。その辺りの全体像がわからないと、なかなかこれは実際に出す方にも非常に説明をしづらい。

また、確かにそれに加えて、実際的な事務負担、本当に頻度が激しいところで実際に職業に就いたとき、また、離職したときにその都度出すのか。また、これは受け取る方の事務負担も大変なものだと思いますので、そういうものを全部勘案しながらどういう仕組みをつくっていくのかということだろうと思っています。

いずれにしろ、我々としては合理的で重複のないような形に是非していただきたいと思っております。

○尾形課長 よろしいでしょうか。

○安居主査 どうぞ。

○尾形課長 経済産業省さんからいただいている御意見は、私どももいろんなところでお聞きしていますし、ほとんど同じことを審議会でもいただいております。

その中で、逆にこの機会に私どもとして経産省さんに御理解いただきたいと思っておりますのは、確かに経産省さんのお立場として現場の懸念というのが完全にきれいに払拭されなければなかなかやれと言にくいというのはお立場としてそうだと思いますが、私たちとしては閣議決定で、規制改革3か年計画の重みというのは役人であればだれでもわかってることなので、それを受けて我々がいろんなハードルを超えながらやっていることについて、是非、経産省さんも、大同小異という言葉がありますけれども、小さな部分に

つについてのお話は勿論、誠実にこれから対応していきますし、いろいろお知恵も貸していただきたいと思います。やはり大枠として決まったことをやっていくということに御協力いただけないかと思っていますところでございます。

○安居主査 それは御理解をいただいているということでもいいんですね。

○守本室長 はい。

○安居主査 私は、どちらかといいますと、アルバイトにも絡んで、日本は人身売買に厳格に対応できていないとか、あるいは非常に安い賃金で雇っているというようなことも現実には諸外国から指摘されるぐらいの状況にあって、政府部内でも取り組んでいただいて、人身売買の方は刑法でも風営法でも手当していただいて取り締まれるようになって落ちてきたけれども、やはり、雇い入れる側の情報を集めるのは情報の正確性を上げるといった意味で仕方がないと思います。

日本人だって採用活動の際に偽名を使われたら弱いかもしれませんが、雇い入れるときには本人確認のための情報も得てきちっと記録は残すわけですから、ミニマムのことばやらざるを得ないと思いますけれども、その点は経産省さんも問題ないということによろしいんでしょう。

○守本室長 冒頭申し上げました点は、補足的に必要な部分について否定をしておるわけではありまして、実質的に運用可能で合理的なものにしていいただければということでございます。

○安居主査 ありがとうございます。

○矢崎副主査 よろしいですか。

○安居主査 どうぞ。

○矢崎副主査 ちょっと戻ってしまうのですが、法務省さんが提出して下さった資料には、「外国人の在留管理については出入国管理法により国が行い、外国人を含む住民に対する行政サービスの担い手である市町村と協力しつつ、正確な情報把握ができるような制度」としてはどうかと書いてありますね。先程来お話を聞いていますと、地方自治の行政サービスというための記録が住基法によって運用されていくのに対して、逆に住基法の方から入国管理法の方に何か出す、こういう情報を出したらいいのだというような話し合いはされているのでしょうか。

出入国管理法で持っているものを市町村に提供して行政サービスをするというお話はありましたけれども、逆の流れはなかったような印象を持ちました。

○萩野参事官 住基法といいますか、現在は外国人登録という仕組みがありまして、これは住民基本台帳のような住民サービスの仕組みではないけれども、事実上、それに使われているというのがあります。

ただ、それはそういう市町村に、法務省所管の法律ですけれども、外国人登録をすることと、あと、入国管理の在留許可の更新とかの手续と両方あって、どうも、そこで十分ではないところがあるので、そこは言わば法務大臣に対する届出に一本化して、それ

は先ほどの補足的という議論が出ていますけれども、本人については市町村に対する届け出をサボるみたいなことが、今、あるわけです。

これはきちんと、在留許可について権限を持つ法務大臣への届出ということで一本化して、それによって本人による義務履行の実効性を確保しようというのがありまして、それと補足的なものがあるわけですが、他方、情報の相互流通というお話がありまして、今は外国人登録は基本的には入国管理制度を補完するためのものですが、実際上、住民に対する台帳として使われておって、例えば国民年金の加入者に対する加入勧奨のためのデータみたいなものを市町村からもらうとかということは行われてはおりまして、新しい仕組みになったときに、どの省庁がどういった情報が必要ですかといったことについて、今、それぞれの省庁からいろんな意見を出してもらっているところです。

ですから、恐らく新しい外国人について把握したデータについて、ほかの省庁がということですか。

○矢崎副主査 住基法から出入国管理法の方へ提供する情報というのは、具体的に何か考えられることはあるんでしょうか。

○萩野参事官 住基法というのは日本人のもので、どうですか。

○矢崎副主査 外国人に関してはないわけですか。

○萩野参事官 外国人は、要するに外国人登録がありまして、外国人登録というのは当然、市町村が事務の仕事はしていますけれども、それは書類はまた同時に法務省の方に行って、法務省の方にもデータはあるという、言わば法務省の窓口的な仕事を市町村でやっているという面もあるわけです。それは今もございます。

ただ、そこでいろいろ使い勝手がいいとか悪いとかということがあるのと、それから、二元的になって、実効性がないところがあるので、そこは一元的にして実効性は高めるけれども、それでは市町村に全くデータがなくなるのは困る。そうすると、どういうデータを市町村に残したらいいかとかという仕組みを、今、やっております、完全に外国人のデータを、住所などは市町村だけが知っているとかそういうことではございません。

○安居主査 今の話に関連して、外国人も会社が変わったり、在留期間中にいろんなことがありますね。そのときに法務省としてはデータをどういう形で具体的に収集するということになるんでしょうか。

○利岡企画官 大きな基本的なところでは、在留期間の更新、それから、在留資格の変更。この時点で、うちの方はその証明資料を付けていただいて、審査をする形になりまして、そこでわかります。

もう一点は、外国人登録の方で職業が変わったり、勤務先が変更になったら届け出る。それは別途、時期はずれますけれども、委託している市区町村の方から来る形になります。ただ、問題になるのは、変更しても、その期間内のときに本人が届けをしませんという形が、今、在留状況の把握という形で問題になっている点かと思います。

それから、矢崎先生が言われた件、外国人登録法から出入国管理法で一本化したときに、

まだ検討段階なんですけど、住基法からデータが来るかというお話で、住基法は、先ほどお話もありましたように、日本人が対象です。基本的に住基法の中から一本化されたとしても、来る情報というのは基本的にはない形になっております。

○安居主査 今回の問題は、実質的に本人に申告させるということですね。これからはやはり雇い主にもきちっと責任を持たせる。それと同時に、本人にも責任を持たせるというのが今回の相当大きなテーマになっていると思いますが、その辺はよろしいんですか。

○利岡企画官 今、安居先生が言われたように、基本的には罰則も届出義務がかかっていますが、これはあくまでも本人向けのもので、今のところは雇用主に対して、入管法、外登法の中で義務はかかっておりません。それをどうするかということで、今、まさしく雇用主の負担の程度も含めて検討させていただいているところでございます。

○安居主査 そうすると、私どもの答申に書き込んだ方が議論にはプラスですか。

要するに、私はもうちょっときちっとするためには、任意で構いませんのでできるだけやったださいということではなくて、きちっと義務化した方がいいと思ってしまして、そういう観点から申し上げているんです。

○利岡企画官 それぞれ、まさしく縦割行政ではありませんが、所管のところのそれぞれの考え方、それから、実際に運用面がございまして、まさに、今、それで内閣官房さん主体で意見調整といいますか、検討させていただいているところでございますので、書いていただいたものもいいかどうかというのはちょっとどうなんでしょうか。

○安居主査 私どもとしては、今後もそう何回もないようなせっかくの改正の機会ですから、できるだけ具体的に答申したいと思っています。やはり、外国人に関係する人達ができるだけきちとしたデータをつかまえないと、何をするにも難しいと思うんですね。問題が顕在化している外国人集住都市での話も、昨年、私も四日市市に出向いて関係の皆さんから直接お話を伺ったんですけれども、やはり権利も義務も両方把握しないと問題が大きくなる一方だと思いますので、是非、それはお願いいたします。

○守本室長 よろしいですか。

○安居主査 どうぞ。

○守本室長 私ども、まさに在留管理ワーキングチームでそういう議論をさせていただいているところでございまして、例えば、先ほど内閣官房さんの方から説明した中の書きぶりは、例えば雇用状況、あるいは労働状況等について、必要があれば照会して、それに該当する。それと恐らく、今回の厚生労働省さんで進めておられる情報収集というのが一体として、トータルとして整合性の取れたようになるというのがきれいな絵姿といいますか、一つの理想形としてあるという理解でよろしいんでしょうか。

今のお話で、誤解があると嫌だと思ったのは、入管法でも情報収集をし、また、雇用関係の法令でも情報収集をするといったような御趣旨ではないというふうに理解をさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

○安居主査 例えば入管法で全ての情報が収集されれば、私はそれでいいと思います。

ただ、雇用者からの情報がありませんとか、それは別の法律で決めた方いうことであったとしても、どこかで補ってやらないと、それは結局、先ほど申し上げたように、ある人が日本へ入国してから出国するまできちっとトレースできないという現状が変わらないことになるわけです。その間の権利も保障しますし、義務も履行してもらおうというのがベストの形ですから、そのために必要な情報というのはやはり、どこかで取ってもらおうという趣旨です。

○萩野参事官 よろしいですか。

○安居主査 どうぞ。

○萩野参事官 確認的なお伺いになりますけれども、私ども、資料1を見させていただいて、まずa、b、c、d、eの一番最初に情報の相互照会・提供というようなことがまず規制改革・民間開放推進会議の御意見及び閣議決定にありまして、まずそれぞれいろんな役所がいろいろ持っていて、それを照会するだけでも、あるいは今後得であろう情報を交換するだけでも随分できるはずですし、そういう意味では縦割的なことはよろしくない。そういう総論的なものがありまして、他方、今のbで入管法、外登法という二本立てでやっていますけれども、それが本当にいいのか。これは、本人について何か、主として本人との関係でそれが十分なのか。あるいは補完的にそれ以外の手段があるのか。

cとかdになりますと、今度はむしろ雇用主側の責任といいますが、負担の話になってくる。eは若干違いますけれども、そういったことが相まって、全体としてちゃんときちんと情報を把握するような仕組みを政府全体としてつくりなさいというようなお話なんだろうと思います。

冒頭申しましたように、犯罪対策閣僚会議の方はいろいろ別の経緯もありまして、主としてaとかbとかに当たるような範囲のものを主として議論しているわけでありまして、例えばdであるような雇用状況報告のようなものが充実をしていきますと、例えば、ここで言うとかaに当たるような情報の相互照会というような形で法務省が直接取らなくても、そういった情報の相互交換でかなりいろんな情報が得られるようになる。そうすると、そこで十分ではないものについて、入管法上、どう手当てをしていくかというような議論になる。

一つの議論の筋道としては、そのようなアイデアがあるというようなことで、そういったことを含めて、今、議論をしております、そういった意味で、なかなかそれぞればらばらには議論できなくて、どちらかがこうなると、どちらかがこうなるところがありますので、なかなかすばっと申し上げられないんですけれども、全体として整合するようというようなことを言っているんだろうと認識をしております。

○安居主査 ここは分けて書いていますけれども、つまるところ、さっき私が申し上げたようなことで、入ってから出るまでの情報を政府としてきちっと把握していて、かつ、権利も渡し、義務をしてもらおうではないかと。そのためには、勿論、国なり地方なりの役割が必要であるのと同時に、外国人本人だけではなくてその雇い主だとか学校といった受

入れ機関も、きちっとする責任があるのではないかと考えているわけです。

それは、大きな改正が可能なこの機会に、トータルベストの観点から必要なものはやっていただくということでございますので、それを特定の先に配慮して不必要なものだからやらないということではなくて、是非、皆さんで知恵を出し合っていい制度をつくっていただきたいと思います。

○井口専門委員 よろしいですか。

○安居主査 どうぞ。

○井口専門委員 今、この閣議決定された a から e までの項目は、これが勿論、一つのコアだと思いますけれども、この前の 7 月の中間答申で、内閣官房なりの議論を拝見していて不足があると思われる部分を公表しておりまして、あちらの方で入管法の 20 条から 22 条の審査の際に、例えば永住許可を求める申請があったときに、今は国税を払っているかということくらいしか見ていらっしゃらないので、地方税はどうか、社会保険に入っているのか、お子さんの教育はちゃんとしていらっしゃるのかというようなことも、全部どのように規制をかけていくかというのは簡単ではないんですけれども、やはりチェックしていただくということを答申しています。

これは、まだ閣議決定されていないわけなんですけれども、まさに収集された情報が実際に入管の窓口の審査で生かされるということを求めているわけなんです。せっかくですのでここでお伺いしておきたいんですけれども、入管法の改正は難しいけれども、ガイドラインであれば対応できるというふうに伺っていて、答申した内容には本日お越しの省庁だけではなくて、どこからも修正意見は提出されなかったと承知しているんですけれども、その後、皆様で何か御検討されているのかお聞かせください。

それから、厚生労働省さんの方も、これは予定外でおられたら勿論結構なんですけれども、雇用状況報告をお取りになった場合に、やはり雇用の状況というのは社会保険とリンクしてくるわけですね。ですから、雇用状況はこうなのに、実は社会保険は入っていないというようなことについては、厚生労働省の中でのチェックというのは将来定期的に、例えば突合するといったようなことが可能なのかどうかといったことが、もし、今、おわかりになれば伺いたいと思います。これも広い意味で在留管理の問題だろうかと思います。以上 2 点、よろしくお願いします。

○利岡企画官 中間答申にありましたガイドラインの件でございますけれども、言われたように、法律、あるいは政令、ガイドライン等も含めて盛り込むことを検討しなさいという御指摘をいただいております。

この前のときにも、一応、御説明させていただきましたけれども、その方向で検討しておりますが、子どもの就学義務状況と、法定要件になっています地方税、それから、雇用保険等を含めまして、どういう形で、今、3 か年計画で御指摘いただいています a の項目に関連するかと思いますけれども、どういう形でうちの法務省としてそういう情報が取れるのか。本人さんの更新のときに、あるいは本人の義務として全部出させるのか。本人さ

んの負担も含めて、どういう形でこれが煮詰まってきたときに取れるのかを含めて、ガイドライン化することを、今、検討しております。

○尾形課長 雇用状況報告で、社会保険の未加入についてのチェックも進められないかというお話でございまして、権利・義務関係を明確にする、ちゃんと義務は履行させるというのが出発点で、その義務の中の一番大きな柱の一つが社会保険・労働保険の問題であるという認識を持っております。

これはまさに、省としても極めて重要な問題だと思っておりますし、私どもの業界用語ですけれども、雇用管理という言葉がありまして、雇用管理の改善というのが雇用対策法などの目的の一つになっているわけですが、この雇用管理の改善の中の一つの要素として、この社会保険の問題が当然あるわけです。

ですから、こういうことをちゃんとやっていくためにも雇用状況報告というのは取らなければならない。であるからこそ、労働関係法令に位置づけて、こういうものを制度化するということなのでありまして、立ち上がってすぐにデータベースのようなものとか、オンラインのようなものとか、そういったものがどこまでできるかというものはありますが、将来的にはきちっとそことつなげられるようなものをしていかなければいけない。その辺は、社会保険庁さんや省内の関係部局とも、今、お話をしているところでございます。

○井口専門委員 よろしいでしょうか。

○安居主査 どうぞ。

○井口専門委員 今、在留管理の強化という問題について、ずっと話が進んできているんですが、実は中間答申を公表しましてから、いろんな方面からの御要望などを承る機会があるんです。法務省さんにお伺いしたいんですけども、実は再入国許可のことなんです。

皆さん方も海外へ行かれるとおわかりだと思いますが、私もヨーロッパに結構長く滞在していたこともありまして、一度、滞在許可を取ってしまいますと、日本にいつ帰っても、ほかの、アメリカに出張にしても、何もいちいち手数料を払って再入国許可ということはほとんどないわけです。一部で永住権を持っている方の管理としてアメリカなどで一部残っているというふうに聞いておりますし、勿論、我が国では恐らく在日朝鮮・韓国人の方々の問題や北朝鮮との関係などでは、これが依然として何か機能しているのではないかと思いますけれども、在留管理がしっかり整備されていった際に、将来的に再入国許可という、非常に面倒なもの、と言いますと怒られるかもしれませんが、東京ですと、出国の都度、東京入管へ行かなければいけないんです。

形式要件だけでいいんですしたら、それこそ市町村の窓口でオンライン化して、そこでワンストップサービスのように行って再入国許可を取って出国できるとか、あるいは空港で再入国申請がすぐに許可されるとかということだったらまだしもと思いますけれど、特に、言ってみれば専門的職業の方やマネージャーやエグゼクティブというような人たち、非常に動きが激しい方々についてどうしてああいう許可が厳然として存在するのか。これは、欧米の方々を中心に非常に苦情が多いというのも私は現実だと思います。

そこら辺のところは、特にＥＵなどからはいろいろ御要請があったように思いますけれども、在留管理全体の見直しの中で、緩和事項のお取扱いはいかがでございましょうか。何か御検討になっていらっしゃるでしょうか。

○利岡企画官　そういう要望が、各所から実際に法務省の方に来ているのは事実でございます。ただ、現行法律制度の中では、逆に言いますと、再入国は一旦出れば在留資格がなくなりますという在留資格制度を取っております。それで、今度来るためには改めてビザをまた取得して、基本的には新規入国と同じ形になります。

逆に、それを本人さんたちの利便性を考えて再入国許可制度というものができておりますので、今のところ、期間内云々というのは、国によって欧米等違うところがありますけれども、在留資格制度を取っている以上は少し困難なのかなと思っております。

ただ、今、在留期間は３年で、これは１回で取っていただければ数次、いわゆるマルチの再入国がございますので、その分では手数料はかかりますが、１回取っていただくと、その在留期間内に合わせて３年間は何回でも出入り自由ですという形になっております。

それと、いわゆる本人さんたちの行っている方については申請取次という制度もございまして、１回取っていただくと、その形で、いわゆる代理人ではありませんが、申請取次をやって取っていただきますと、３年間使えるという形になりますので、それほど大きな負担になっているのかという形です。

○井口専門委員　よろしいですか。

○安居主査　どうぞ。

○井口専門委員　皆さん方、海外に実際に御自分で暮らしておられた方で、例えばアメリカに留学している学生さんがサンクスギビングで戻ってくるとか、クリスマスで日本に帰ってくる人は幾らでもいるんですけれども、そういう方々は一切再入国許可を取っていないわけなんです。ある意味では、日本は先進国の中ではこの点についてはやや孤立しているとも言えるわけです。

私は、専門家の方々も世界中を移動しなければいけないときに、いちいち許可がなければいけないというのは、勿論、マルチがあるからいいではないかと言われましても、それはマルチを取ってあればいいですけれども、それでは家族はどうなんだという話になってきます。ですから、そういう意味では、単純に廃止するかどうかということではなくて、もうちょっと簡単に取れないかとか、もっと軽減できないかとかといったレベルの御検討というのは恐らくあってもよろしいのではないかと思いますし、決して現状で負担になっていないとはとても言い切れないというのが私の偽らざるところなんですけれども、そういう何か軽減する措置みたいなことは、これ以上お考えになれないのでございましょうか。

○利岡企画官　１点については、先般の入管法の一部改正で成立しております。施行はまだなんですが、一定の再入国許可を持っている方については自動化ゲートというものを法案で承認いただいておりますので、事前に登録していただきますけれども、再入国の実際の

審査・出入りが自動化ゲートで自分だけでできます。そういう軽減措置は取ってごさいます。

○井口専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○安居主査 時間もまいりましたので、議論を納めたいと思います。私どもはつい住民基本台帳という話をよくします。最終的にどんな形でも私はいいと思いますけれども、ただ、できるだけ既存のシステムを利用するというような観点から考えて、どんなシステムいいのかという点は、是非、更なる御検討をいただければと思います。

いろいろお話しいただきましたが、今日の議論を踏まえて、私どもで答申案を書かせていただいて、また各省の皆様をお願いして御検討いただければと思っておりますが、次回は12月11日の午前中にこの会議室で開催する予定でございます。それが最終協議になると思いますので、できましたらそれまでの間にお詰めいただきたいと思う一方で、年度末いっぱい、ぎりぎり3月末まではいろいろ議論したいということもあると思いますし、また、犯罪対策閣僚会議とも絡みますので、どちらでどこまでやるかという役割分担のようなことはあると思いますけれども、できるだけ前向きに、問題の解決を促す答申というような形で公表させていただきたいと思いますので、引き続いてよろしくお願いいたします。ほかに、特段の意見はないでしょうか。（「はい」と声あり）

本日はどうもありがとうございました。

（終了 15:30）